

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年7月24日（令和元年（行個）諮問第59号）

答申日：令和4年1月20日（令和3年度（行個）答申第116号）

事件名：本人に対する休業補償給付等の不支給決定に係る補償給付実地調査伺等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私，審査請求人が行った労災請求に対し，平成31年特定月に特定労働基準監督署が不支給決定をするにあたって作成された補償調査復命書及び添付書類一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成31年4月3日付け30北労個開第208号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書によると，以下のとおりである。

民事での損害賠償請求，虚偽の証言がないか確認するため，審査請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は，理由説明書及び補充理由説明書によると，おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による追加訂正部分は，下記3（2）ア（ア），イ（ア）及びウ（ア）の下線部分である。）。

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は，平成31年2月22日付けで処分庁に対し，法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

（2）これに対して処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，令和元年5月2日付け（同月9日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとした上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書48の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書1②, 2, 4, 5, 8ないし10, 16①, 20①, 23, 32①, 34①, 35①, 36①, 37①, 38①, 39①, 41①, 44①, 45②, 46, 47及び48①は、審査請求人以外の個人の住所、氏名等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1③, 16②, 21, 34②, 35②, 36②, 37②, 38②, 39②, 41②, 42, 44②, 45③及び48②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。当該部分が開示された場合、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

(ア) 文書20②, 26, 45②, 46及び47は、特定事業場等の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有するものとして、これにふさわしい形状のものであり、これを開示すると、偽造により悪用されるおそれがあるなど、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1①, 20②, 20③, 23, 27, 32②及び45①は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。当該部分は、これを開示すると、当該事業場が不当な干渉を受けることが懸念され、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このた

め、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書1③、16②、21、34②、35②、36②、37②、38②、39②、41②、42、44②、45③及び48②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。(略)また、文書1②には、特定労働基準監督署の調査官等が聴取を行った者を表す情報が含まれている。当該部分は、これを開示すると、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書20③、23、27、32②及び45①は、特定事業場の業務内容等に関する情報である。(略)当該情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、特定事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせるなどにより、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとした上で、その余の部分(別表の2欄に掲げる部分)については、不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年7月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年9月4日 審議
- ④ 令和3年7月12日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月29日 審議

⑥ 同年11月11日 諮問庁から補充理由説明書を收受

⑦ 令和4年1月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1及び通番13

当該部分は、「特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書」（以下「調査復命書」という。）に記載された特定事業場の労働者数並びに特定事業場から監督署に提出された使用者報告書に記載された特定事業場の名称、電話番号及び所在地である。

当該事業場は審査請求人の勤務先であり、また、事業場の規模を踏まえると、当該部分は、同人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

当該部分は、調査復命書の「事業場（所属部署）内における被災労働者の位置づけ」図に記載された審査請求人の氏名、労災請求人である旨の記載及び被聴取者であることを示す記号であり、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3（1）及び通番44（1）

当該部分は、調査復命書及び精神障害専門部会座長意見書（以下「部会意見書」という。）に記載された特定監督署による聴取を受け

た特定事業場の関係者を指す総称（総称と同様の範囲の者を示す記載を含む。以下同じ。）の記載である。

当該部分は、被聴取者の総称であり、その反応又は申述内容と合わせて見ても、特定の個人を識別することができるとは認められないことから、法14条2号本文前段に該当せず、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められないことから、同号本文後段に該当するとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番3（2）

当該部分は、調査復命書に記載された審査請求人以外の特定事業場の労働者の職氏名及びその審査請求人との関係の記載である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報及び諮問庁が新たに開示することとしている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番3（3）、通番15、通番22、通番24、通番26、通番30、通番32及び通番44（2）

当該部分は、聴取書並びに調査復命書及び部会意見書に記載又は引用された審査請求人以外の被聴取者の聴取内容の一部並びに特定監督署から特定事業場に関係資料の提出を依頼する文書に記載された特定監督署担当官と特定事業場担当者の事務的なやり取りの記載である。当該部分は、各聴取書、調査復命書及び提出依頼文書に記載された被聴取者の職氏名（審査請求人との関係の記載を含む。）と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

しかしながら、当該部分（通番15を除く。）は、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であり、法14条2号ただし書イに該当する。また、通番15は、担当者氏名が除かれた事務的な記載であり、法15条2項に基づく部分開示を検討すると、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害

するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番3(4)、通番34及び通番37

当該部分は、調査復命書に引用された主治医の意見及びそれに対応する主治医の意見書の一部である。

当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であると認められる。

このため、当該部分は、仮に法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとしても、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番5ないし通番9、通番19、通番33及び通番36

当該部分のうち通番5ないし通番9は、「休業補償給付支給請求書」(以下「請求書」という。)の診療担当者証明欄に記載された主治医の署名及び印影である。その余の部分は、審査請求人の診断書及び主治医の意見書に押印された主治医の印影であり、通番5ないし通番9の印影と同じものと認められる。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

請求書は、休業補償給付を受けようとする者が、診療担当者から証明を受けて、監督署に提出するものとされている(労働者災害補償保険法施行規則13条)。このため、請求書の診療担当者証明欄の主治医の署名及び印影は、審査請求人が知り得るものとなる。

個人の署名及び印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行はないとすることが通例であるが、当該部分は、上記の理由から、審査請求人が知り得る情報であり、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ク 通番12、通番21、通番23及び通番29

当該部分は、特定事業場から監督署に提出された報告書及び各聴取書の記載の一部であり、審査請求人の同僚の氏名、性別、配属先、職種、従事期間及び通常の所定業務内容並びに被聴取者の聴取場所である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ケ 通番14及び通番18

当該部分は、特定事業場から特定監督署に提出された報告書に記載された審査請求人の業務内容、業務に従事していた時期、業務中に発生した出来事の内容、審査請求人の状態の変化のほか、特定事業場としての意見並びに特定事業場の損益計算書に記載された特定事業場の名称である。当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

コ 通番16

当該部分は、特定事業場の人員配置図に記載された審査請求人以外の労働者の職氏名、職員の採用別区分等の記載である。

当該部分のうち職氏名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該部分は、職氏名部分を含め、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記ケと同様の理由により、同条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

サ 通番17

当該部分は、特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）兼同協定届の使用者欄に押印された当該事業場の印影である。

36協定については、労働基準法106条1項により事業場の労働者に対する周知義務があることから、当該部分は、当該事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

シ 通番35及び通番40

当該部分は、審査請求人の診療録に記載された診療同伴者の申述内容及び同伴者の属性（審査請求人との関係）の記載である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人の受診時の同伴者であることから、その属性は同人が知り得る情報であり、また、その申述内容は、原処分において開示されている情報と同様の内容若しくはそれから推認できる情報であるか、又は審査請求人同席の下で医師に申述された内容であると推認されることから、同人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性

(ア) 通番4，通番10，通番12，通番21，通番23，通番25，通番27，通番29及び通番31

当該部分は、調査復命書の添付資料目次、聴取書及び特定事業場が提出した使用者報告書に記載された審査請求人以外の関係者の職氏名、住所、携帯電話番号、生年月日、年齢、入社年月日、入社後の経歴、審査請求人との関係、所属事業場名、聴取場所、署名及び印影又は指印である。

当該部分は、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

当該部分のうち聴取場所及び所属事業場名を除く部分は、個人を識別することができることとなる部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。また、聴取場所及び所属事業場については、これを開示すると、関係者等一定範囲の者には特定の個人が推認され、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番33及び通番43

当該部分は、審査請求人の主治医の意見書及び部会意見書に記載された主治医の署名及び地方労災医員（座長）の印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その印影まで開示する慣行があるとは認められない。主治医についても、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、署名まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び3号イ該当性

（ア）通番39②ア

当該部分は、審査請求人の診療録に記載された医療機関の担当者の氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番39②イ、通番41及び通番42

当該部分は、特定監督署の照会に対する特定の医療機関及び健康保険団体の回答書に押印された当該機関及び団体の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

このため、当該部分は、これを開示すると、これらの事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号に

ついて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号, 3号イ及び7号柱書き該当性

(ア) 通番16 (文書23の2頁3段目枠内の社員氏名に限る。)

当該部分は、特定事業場の人員配置図に記載された社員の氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番16 (上記(ア)を除く。)

当該部分は、特定事業場の人員配置図に記載された特定事業場担当者のメモの一部である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号及び7号柱書き該当性

(ア) 通番2

当該部分は、調査復命書の「事業場内における被災労働者の位置づけ」図及び「事業場以外における当該労働者との相関図」に記載された審査請求人以外の関係者の職氏名及びその審査請求人との関係である。当該部分には、特定監督署が聴取を実施した者を表す記号が分かち難く記載されており、被聴取者が誰であるかは審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定監督署が労災認定の調査に当たりどのような者に聴取を行ったかという調査手法の一端が明らかになり、労働基準監督機関が行う労災認定の調査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 3, 通番 1 1, 通番 2 2, 通番 2 4, 通番 2 6, 通番 2 8, 通番 3 0, 通番 3 2, 通番 3 4, 通番 3 7 及び通番 4 4

当該部分は、聴取書に記載された審査請求人以外の関係者からの聴取内容及び審査請求人の主治医の意見書に記載された主治医の意見並びにこれらの文書から調査復命書及び部会意見書に引用された記載の一部である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等及び医師が自身の認識している事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 7 号柱書きに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 1 5

当該部分は、特定監督署から特定事業場に宛てた関係資料の提出を依頼する文書に記載された特定事業場担当者の氏名である。

当該部分は、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法 1 4 条 3 号イ該当性

通番 1 3 は、特定事業場から提出された使用者報告書に押印された当該事業場の印影であり、通番 1 7 とは異なるものである。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

したがって、当該部分は、上記イ（イ）と同様の理由により、法 1 4 条 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

カ 法 1 4 条 3 号イ及び 7 号柱書き該当性

(ア) 通番 1 4, 通番 1 8 及び通番 2 0

当該部分は、特定事業場から特定監督署に提出された報告書及び特定事業場の損益計算書の記載並びに診断書に記載された特定事業場担当者のメモの一部である。当該部分は、審査請求人が知り得る

情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ウ（イ）と同様の理由により、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同条 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番 38

当該部分は、審査請求人の診療記録に打刻された当該診療記録が格納されている特定の医療機関のシステム上の URL である。当該部分は、当該医療機関の内部管理情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ（イ）と同様の理由により、法 14 条 3 号イに該当し、同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 14 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第 3 部会）

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性について

1 文書番号及び文書名		2 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分		3 2欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法14条各号該当性	通番	
文書1	補償給付実地調査伺等	① 2頁「労働者数」欄	3号イ	1	全て
		② 40頁不開示部分	2号, 7号柱書き	2	審査請求人の氏名, 直前の○印及び後続の括弧書き
		③ 3頁不開示部分, 4頁不開示部分(「既往歴」欄を除く。), 6頁ないし10頁及び12頁ないし15頁の不開示部分, 17頁ないし38頁不開示部分(26頁「認定事実」欄, 34頁「個別側要因の有無及びその内容」欄, 35頁「9 特定疾病の既往歴について」欄及び38頁を除く。), 41頁「労働時間の推計方法」欄不開示部分	2号, 7号柱書き	3	(1) 3頁1枠目13行目28文字目, 29文字目, 32文字目, 33文字目, 4頁28行目36文字目ないし41文字目, 30行目25文字目ないし30文字目, 6頁「具体的出来事」欄2枠目7行目20文字目ないし25文字目, 9行目5文字目ないし10文字目, 7頁中央欄1枠目, 2枠目, 8頁中央欄2枠目, 4枠目, 9頁中央欄1枠目, 2枠目18行目16文字目ないし21文字目, 23行目4文字目ないし9文字目, 27行目36文字目ないし28行目4文字目, 19頁「認定事実」欄3行目1文字目ないし5文字目, 6行目9文字目ないし14文字目, 20頁「認定事実」欄3行目1文字目ないし6文字目, 24頁「認定事実」欄3行目1文字目ないし5文字目, 25頁「認定事実」欄3行目1文字目ないし5文字目, 30頁「認定事実」欄6行目36文字目ないし41文字目, 37頁中央欄43行目36文字目ないし44行目1文字目, 45行目25文字目ないし30文字目, 41頁「労働時間の推計方法」欄1行目, 7行目31文字目ないし36文字目 (2) 3頁右欄1枠目30行目, 31行目, 33行目, 4頁右欄1枠目29行目1文字目, 2文字

				<p>目， 6 頁「具体的出来事」欄 1 枠目 1 0 行目 1 1 文字目ないし 1 3 文字目， 1 6 文字目， 1 7 文字目， 9 頁中央欄 2 枠目 1 8 行目 9 文字目， 1 0 文字目， 1 9 行目 7 文字目， 8 文字目， 2 0 行目 1 1 文字目， 1 2 文字目， 2 5 行目 1 6 文字目， 1 7 文字目， 1 0 頁中央欄 2 枠目 7 行目， 1 7 頁「調査結果」欄 3 行目 1 1 文字目， 1 2 文字目， 9 行目 1 6 文字目， 1 7 文字目， 「認定事実」欄 2 行目 1 7 文字目ないし 2 0 文字目， 3 7 文字目， 3 8 文字目， 2 7 頁「調査結果」欄 1 行目 1 文字目， 3 文字目， 4 文字目， 5 行目 6 文字目， 7 文字目， 1 0 行目 6 文字目， 7 文字目， 2 3 行目 6 文字目， 7 文字目， 2 8 行目 5 文字目， 6 文字目， 2 8 頁「調査結果」欄 1 9 行目 1 文字目， 2 文字目， 2 5 行目 1 1 文字目， 1 2 文字目， 3 0 行目 1 文字目， 2 文字目， 2 9 頁「調査結果」欄 3 1 行目 1 文字目， 2 文字目， 3 6 行目 6 文字目， 3 0 頁「調査結果」欄 1 行目 9 文字目， 「認定事実」欄 6 行目 1 文字目， 2 文字目， 3 1 頁「調査結果」欄 2 行目 7 文字目， 8 文字目， 4 行目 3 文字目ないし 5 文字目， 2 8 行目 1 4 文字目， 1 5 文字目， 3 6 行目 5 文字目， 6 文字目， 3 2 頁「調査結果」欄 6 行目 9 文字目ないし 1 1 文字目， 「認定事実」欄 3 行目 1 文字目， 2 文字目， 5 行目 2 3 文字目ないし 2 5 文字目， 3 0 文字目ないし 3 2 文字目， 6 行目 1 6 文字目ないし 2 0 文字目， 3 3 頁「認定事実」欄 2 行目 1 1 文字目ないし 1 3 文字目， 3 7 頁中央欄 4 4 行目 4 文字目， 5 文字目， 4 5 行目 3 2 文字目， 3 3 文字目 (3) 3 頁右欄 1 枠目 1 3 行目，</p>
--	--	--	--	--

				<p>1 4 行目, 4 頁右欄 1 枠目 2 9 行目, 3 1 行目 7 文字目ないし 1 8 文字目, 6 頁「具体的出来事」欄 1 枠目 1 0 行目, 2 枠目 9 行目 1 2 文字目ないし 3 5 文字目, 1 0 行目 1 5 文字目ないし 2 2 文字目, 9 頁中央欄 2 枠目 1 8 行目ないし 2 1 行目, 2 3 行目, 2 4 行目, 2 5 行目 2 7 文字目ないし 2 7 行目 3 2 文字目, 1 0 頁中央欄 2 枠目 8 行目, 1 3 頁「調査結果」欄 2 8 行目 1 2 文字目ないし 3 0 行目 5 文字目, 4 2 行目ないし最終行 3 文字目, 1 4 頁「調査結果」欄 7 行目 6 文字目ないし最終文字, 3 8 行目 7 文字目ないし 3 9 行目 2 文字目, 1 7 頁「調査結果」欄 1 行目ないし 5 行目 1 3 文字目, 8 行目 7 文字目ないし 1 0 行目 1 7 文字目, 「認定事実」欄 2 行目, 3 行目, 1 8 頁「調査結果」欄 3 行目 8 文字目ないし 1 2 文字目, 5 行目 1 7 文字目ないし 7 行目 4 文字目, 1 6 行目ないし 2 3 行目 1 文字目, 1 1 文字目ないし 2 4 行目 1 3 文字目, 2 6 行目 1 7 文字目ないし 2 8 行目 5 文字目, 2 9 行目ないし 3 3 行目 7 文字目, 3 4 行目 5 文字目ないし 3 5 行目 9 文字目, 4 2 行目 8 文字目ないし 4 3 行目 1 3 文字目, 1 9 頁「調査結果」欄 1 行目ないし 3 行目 1 3 文字目, 7 行目 6 文字目ないし 8 行目 9 文字目, 1 6 行目 6 文字目ないし 1 7 行目 4 文字目, 「認定事実」欄 3 行目 8 文字目ないし 4 7 文字目, 4 行目 1 3 文字目ないし 2 8 文字目, 6 行目, 7 行目, 2 0 頁「調査結果」欄 1 行目ないし 5 行目 1 2 文字目, 9 行目ないし 1 0 行目 5 文字目, 1 1 行目 4 文字目ないし 1 4 行目 3 文字目, 「認定事実」欄 3 行目 8 文字目ないし 4 5 文字</p>
--	--	--	--	---

				<p>目, 21頁「調査結果」欄25行 目ないし27行目14文字目, 3 0行目3文字目ないし33行目1 2文字目, 24頁「調査結果」欄 1行目ないし5行目1文字目, 7 行目ないし10行目10文字目, 11行目5文字目ないし13行目 2文字目, 14行目ないし16行 目2文字目, 「認定事実」欄3行 目, 25頁「調査結果」欄1行目 ないし3行目3文字目, 9行目な いし10行目11文字目, 12行 目ないし13行目16文字目, 「認定事実」欄3行目, 26頁 「調査結果」欄8行目16文字目 ないし9行目, 27頁「調査結 果」欄1行目ないし2行目16文 字目, 5行目ないし7行目, 10 行目8文字目ないし11行目13 文字目, 23行目ないし25行目 9文字目, 28行目7文字目ない し9文字目, 31行目15文字目 ないし35行目13文字目, 28 頁「調査結果」欄5行目9文字目 ないし10行目8文字目, 19行 目ないし23行目13文字目, 2 5行目13文字目ないし27行目 7文字目, 16文字目ないし29 行目11文字目, 30行目ないし 36行目5文字目, 43行目14 文字目ないし29頁「調査結果」 欄4行目15文字目, 31行目3 文字目ないし33行目8文字目, 36行目ないし30頁「調査結 果」欄2行目6文字目, 認定事 実」欄7行目15文字目ないし8 行目, 31頁「調査結果」欄1行 目最終文字ないし4行目13文字 目, 5行目10文字目ないし7行 目13文字目, 28行目ないし3 0行目8文字目, 32行目12文 字目ないし38行目9文字目, 4 3行目17文字目ないし32頁 「調査結果」欄1行目1文字目,</p>
--	--	--	--	---

					10文字目ないし5行目12文字目, 6行目12文字目ないし7行目4文字目, 13行目16文字目ないし14行目11文字目, 18行目ないし20行目2文字目, 21行目ないし23行目2文字目, 「認定事実」欄3行目ないし4行目3文字目, 5行目, 6行目, 33頁「調査結果」欄1行目ないし2行目8文字目, 「認定事実」欄2行目, 37頁中央欄44行目ないし46行目((1)及び(2)を除く。) (4)35頁中央欄項番6, 項番7, 36頁中央欄項番4
文書 2	資料目次	1頁項目14及び32ないし37の不開示部分	2号	4	—
文書 4	休業補償給付支給請求書①	2頁医師印影	2号	5	全て
文書 5	休業補償給付支給請求書②	2頁医師署名及び印影	2号	6	全て
文書 8	休業補償給付支給請求書③	2頁医師署名及び印影	2号	7	全て
文書 9	休業補償給付支給請求書④	2頁医師署名及び印影	2号	8	全て
文書 10	休業補償給付支給請求書⑤	2頁医師署名及び印影	2号	9	全て
文書 16	聴取書③	① 2頁被聴取者の住所, 職業, 氏名及び生年月日数字部分, 印影, 3頁署名及び印影 ② 2頁8行目な	2号	10	—
			2号,	11	—

		いし3頁13行目 不開示部分	7号柱 書き		
文書 20	使用者 報告書	① 2頁担当者氏 名及び携帯電話番 号, 5頁ないし7 頁項番6の同僚氏 名, 生年月日, 年 齢, 性別, 入社年 月日及び入社後の 経歴	2号	12	5頁同僚1の氏名, 性別, 6頁 「配属部課名」, 「職種・作業内 容」及び「従事期間」の各欄1枠 目, 通常の所定業務内容, 同僚2 の氏名, 性別, 7頁「配属部課 名」及び「職種・作業内容」各欄 2枠目, 通常の所定業務内容
		② 2頁事業場印 影, 連絡先電話番 号, 所属事業場, 所在地及び会社事 業部電話番号	3号イ	13	全て(事業場印影を除く。)
		③ 4頁項番3⑤ 回答, ⑥回答, 5 頁項番5(1)な いし(3)各回 答, 6頁及び7頁 項番6④の各回 答, 7頁項番7回 答	3号 イ, 7 号柱書 き	14	4頁項番3⑤, ⑥, 5頁項番5 (1), (2)1行目, 2行目, 7頁項番7
文書 21	事業場 あて資 料提出 依頼文 書	2頁手書き部分	2号, 7号柱 書き	15	全て(特定事業場担当者氏名を除 く。)
文書 22	会社案 内	—	—	—	—
文書 23	人員配 置図	2頁1行目を除く 不開示部分	2号, 3号 イ, 7 号柱書 き	16	全て(2頁3段目枠内社員氏名及 びアルバイト職員数の数字を除 く。)
文書 26	時間外 労働に 関する 協定届	2頁事業場印影	3号イ	17	全て
文書 27	損益計 算書	不開示部分全て (文書名及び受付 印を除く。)	3号 イ, 7 号柱書 き	18	会社名, 部門, 表右上単位表示
文書	診断書	① 2頁及び3頁	2号	19	全て

3 2		医師印影			
		② 3頁手書き部分	3号イ, 7号柱書き	2 0	—
文書 3 4	聴取書 ④	① 2頁被聴取者の住所, 職業, 氏名及び生年月日数字部分, 7行目不開示部分, 6頁署名及び印影	2号	2 1	2頁7行目不開示部分
		② 2頁9行目ないし6頁16行目不開示部分	2号, 7号柱書き	2 2	3頁1行目13文字目ないし2行目, 7行目13文字目ないし17文字目, 8行目27文字目ないし9行目, 15行目, 16行目, 22行目ないし4頁1行目9文字目, 6行目19文字目ないし8行目5文字目, 20文字目ないし10行目, 5頁6行目ないし9行目, 12行目ないし14行目28文字目, 6頁1行目, 2行目
文書 3 5	聴取書 ⑤	① 2頁被聴取者の住所, 職業, 氏名及び生年月日数字部分, 6行目不開示部分, 7頁署名及び印影	2号	2 3	2頁6行目不開示部分
		② 2頁8行目ないし7頁9行目不開示部分	2号, 7号柱書き	2 4	3頁2行目2文字目ないし21文字目, 15行目ないし19行目2文字目, 12文字目ないし最終文字, 21行目10文字目ないし4頁2行目21文字目, 8行目ないし10行目, 21行目14文字目ないし22行目7文字目, 5頁8行目ないし9行目12文字目, 19行目ないし21行目, 6頁1行目ないし2行目3文字目, 12文字目ないし3行目, 14行目, 15行目
文書 3 6	聴取書 ⑥	① 2頁被聴取者の住所, 職業, 氏名及び生年月日数字部分, 6行目及び7行目不開示部	2号	2 5	—

		分，7頁署名及び 拇印			
		② 2頁9行目ないし7頁14行目 不開示部分	2号， 7号柱 書き	26	3頁18行目3文字目ないし15 文字目，4頁1行目ないし3行目 4文字目，5行目8文字目ないし 最終文字，11行目3文字目ない し19文字目，14行目ないし1 5行目3文字目，17行目，18 行目，23行目3文字目ないし2 4文字目，5頁1行目9文字目な いし最終文字，10行目8文字目 ないし12文字目，12行目10 文字目ないし15行目，6頁10 行目，11行目，12行目21文 字目ないし13行目21文字目， 15行目ないし16行目13文字 目，18行目ないし21行目19 文字目，7頁2行目ないし6行目
文書 37	聴取書 ⑦	① 2頁被聴取者 の職氏名及び所属 事業場等，聴取場 所	2号	27	—
		② 2頁「件名」 欄，「聴取内容」 欄	2号， 7号柱 書き	28	—
文書 38	聴取書 ⑧	① 2頁被聴取者 の住所，職業，氏 名及び生年月日数 字部分，6行目不 開示部分，7頁署 名及び拇印	2号	29	2頁6行目不開示部分
		② 2頁8行目ないし7頁6行目不 開示部分	2号， 7号柱 書き	30	3頁6行目ないし8行目17文字 目，9行目2文字目ないし24文 字目，14行目16文字目ないし 15行目，19行目3文字目ない し30文字目，21行目ないし2 3行目5文字目，19文字目ない し4頁1行目，4行目，6頁15 行目3文字目ないし16文字目
文書 39	聴取書 ⑨	① 2頁被聴取者 の「氏名」欄	2号	31	—
		② 2頁7行目ないし15行目	2号， 7号柱 書き	32	2頁10行目5文字目ないし11 行目14文字目，12行目22文 字目ないし14行目14文字目

文書 4 1	医師意 見書	① 3 頁医師印影, 4 頁医師署名及び印影	2 号	3 3	医師印影
		② 3 頁不開示部分 (①及び「特定疾病の既往歴について」欄不開示部分を除く。)	2 号, 7 号柱書き	3 4	項番 6, 項番 7
文書 4 2	診療記 録	7 頁及び 1 0 頁の 不開示部分	2 号, 7 号柱 書き	3 5	全て
文書 4 4	医師意 見書②	① 3 頁医師印影	2 号	3 6	全て
		② 2 頁不開示部分, 3 頁不開示部分 (①を除く。)	2 号, 7 号柱 書き	3 7	2 頁不開示部分
文書 4 5	診療記 録	① 2 頁ないし 6 頁 URL	3 号 イ, 7 号柱書 き	3 8	—
		②ア 3 頁及び 7 頁の担当者氏名 ②イ 7 頁病院長印影	2 号, 3 号イ	3 9	—
		③ 4 頁及び 5 頁 不開示部分 (①を 除く。)	2 号, 7 号柱 書き	4 0	全て
文書 4 6	診療歴 回答①	2 頁健康保険団体 印影	2 号, 3 号イ	4 1	—
文書 4 7	診療歴 回答②	2 頁健康保険団体 印影	2 号, 3 号イ	4 2	—
文書 4 8	精神障 害専門 部会座 長意見 書	① 2 頁及び 3 頁 座長印影	2 号	4 3	—
		② 2 頁及び 3 頁 不開示部分 (①及 び 3 頁「既往歴」 欄を除く。)	2 号, 7 号柱 書き	4 4	(1) 2 頁「2. 業務要因の検討」欄 3 0 行目, 3 2 行目 2 5 文字目ないし 3 0 文字目 (2) 2 頁「2. 業務要因の検討」欄 3 1 行目, 3 2 行目 3 2 文字目ないし 3 頁 1 行目 2 文字目

(注 1) 当審査会事務局において, 2 欄の該当箇所の記載方法を整理した。

(注 2) 以下の文書は, 原処分における不開示部分を含まないことから, 記載を省略した。

文書 3 (療養補償給付たる療養の給付請求書等), 文書 6 (通知文書), 文書 7 (雇用契約解除について連絡), 文書 1 1 (審査請求人あ

て申立書依頼文書），文書 1 2（審査請求人申立書），文書 1 3（同意書），文書 1 4 及び文書 1 5（聴取書①及び②），文書 1 7（陳述書），文書 1 8（意見書等②）並びに文書 4 0 及び文書 4 3（医師意見書提出依頼文書①及び②）

（注 3）以下の文書は，原処分における不開示部分の全てを諮問庁が開示することとしていることから，記載を省略した。

文書 1 9（使用者報告書提出依頼文書），文書 2 4（就業規則等），文書 2 5（賃金規則等文書），文書 2 8（雇用契約書等），文書 2 9（履歴書），文書 3 0（就業週報・月報），文書 3 1（賃金台帳（支給明細書））及び文書 3 3（提出関係資料チェックリスト）